

令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業 業務委託仕様書

1. 業務委託名

令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業

2. 目的

本業務は、石垣市内の若手・中堅農家等を対象に、台湾の農業技術、加工、流通、販売等の取組を学ぶ研修を実施し、研修で得た学びを石垣市内での経営改善、商品化、販路開拓等につなげることを目的とする。また、台湾との継続的な交流を通じて、本市の農業における担い手の育成、6 次産業化による稼ぐ力の創出、いしがきブランドの発信に資する取組を推進する。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4. 委託費上限額

別紙契約書に基づく額（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

（1）業務全体の企画・運営

- ①業務実施計画、スケジュール、運営体制を作成すること
- ②石垣市及び関係機関と協議し、研修内容や実施方法を調整すること
- ③業務の進捗管理及び必要な報告を行うこと

（2）参加者募集・選定支援

- ①参加者募集に必要な資料作成、周知、説明等を支援すること
- ②石垣市と協議の上、参加者の選定を支援すること
- ③選定にあたっては、意欲、実装可能性、地域への波及効果等を考慮すること

（3）事前研修の実施

台湾研修前に、参加者の現状整理及び研修目的の明確化を行う事前研修を実施すること。主な内容は以下のとおりとする。

- ①営農状況、販路、経営課題等の整理
- ②生産性向上、加工・商品化、販路開拓等のテーマ設定
- ③台湾で学ぶべき視点、質問事項の整理

（４）台湾視察研修の企画・実施

台湾における視察研修を企画・実施すること。研修日程は３泊４日程度を基本とし、以下の内容を含めること。

- ①農業研究機関、先進農家、加工・流通施設等の視察
- ②台湾側農家、研究者、事業者等との意見交換
- ③栽培技術だけでなく、加工、流通、販売、ブランド化等を学ぶ機会の設定
- ④研修中の振り返り及び学びの整理

（５）事後研修・実装支援

台湾研修後、参加者が学びを具体的な取組につなげるための事後研修及び支援を行うこと。主な内容は以下のとおりとする。

- ①視察成果の整理
- ②参加者ごとの実装計画の作成
- ③試作商品、販路実験、現場改善等に向けた助言
- ④成果発表及び関係者からのフィードバック

（６）関係者連携・情報発信

必要に応じて、JA、沖縄県普及センター、加工・流通事業者、商工・観光関係者、台湾側関係者等と連携すること。また、本業務の取組や成果について、石垣市と協議の上、広報・情報発信を行うこと。

６．成果指標（KPI）

本業務の成果を測定するため、以下の KPI を設定する。受託者は各指標の達成に向けて最大限の努力を行うものとする。

指標	目標
台湾研修参加者数	10 名程度
新商品企画及びプロトタイプ開発品目	3 品以上
台湾技術者招聘セミナー参加者	20 名以上
台湾側及び石垣市内関係者との継続的な連携体制の形成	5 社以上

７．報告書の作成

委託業務の内容および成果をまとめた実績報告書を作成し、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに提出すること。報告書には、事前研修、台湾研修、事後研修の実施資料及び記録、参加者ごとの実装計画、関係者・連携先リスト、次年度以降の展開に向けた提案を含むこと。

8. 実施体制

受託者は、以下の機能を有する体制を整えること。

- ①業務全体の進行管理
- ②農家向け研修の企画・運営
- ③台湾側との調整及び現地コーディネート
- ④商品化、販路開拓、経営改善等に関する支援
- ⑤報告書作成及び広報支援

9. 留意事項

(1) 個人情報の保護

本業務により知り得た個人情報を市の承諾なしに第三者に提供してはならない。適切な管理措置を講じること。

(2) 機密情報の保持

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外利用・第三者への開示をしてはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 再委託等の制限

本業務の一部を第三者に委託する場合はあらかじめ市の承諾を得ること。ただし、講師等の外部人材活用および広報素材のデザイン・印刷等は事前報告で可とする。

(4) 著作権等の帰属

本業務の成果品（報告書、パンフレット等）の所有権は原則として市に帰属する。ただし、講義資料の著作権は各講師に帰属し、写真・動画・参加者情報等についてはこの限りではない。

10. その他

(1) 関係法令を遵守すること

(2) 危機管理体制を構築し、事故発生時には速やかに市に報告すること

(3) 本仕様書に定めのない事項は、市と受託者が協議の上で定めるものとする